

～上下水道局からのお知らせ～

●「上下水道等使用量のお知らせ」の様式が変わります

10月1日からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されるに伴い、10月分から「上下水道等使用量のお知らせ」(検針票)に、消費税率、税額及び登録番号を記載し、適格請求書として発行します。

※変更点は下図の赤枠のとおりです。
※詳細は市ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください。



●水道料金統一による激変緩和措置が終了します

市では、平成25年10月に水道料金を統一し、急激な負担増に対する激変緩和策として、令和5年9月までの10年間、料金統一によって料金が引き上げになる場合に、その変化率に応じて上限を設定し、上限を超える額は徴収しないこととしていました。

10月以降は、この「激変緩和措置」が終了し、統一料金となります。

※詳細は市ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください。



地下水(井戸水)を使用している皆さんへ

●使用者人数の変更等は連絡を!

一般家庭で地下水(井戸水)を使用している場合は、実際に居住している「使用人数」によって公共下水道等使用料を計算します。使用人数の変更又は井戸水使用の中止等がありましたら、必ず下記にご連絡ください。なお、使用人数の認定変更は、上下水道局料金センターに届出のあった時点から行います。

※詳細は市ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください。



ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。



☎経営管理課窓口係 ☎2224 (市役所5階)
上下水道局料金センター ☎2220 (市役所5階)

●ご長寿お祝い訪問

日田市には、現在107歳の人を筆頭に、100歳以上の人が80人ご健在です(令和5年9月1日時点)。

市では、100歳を迎えられる人を対象に、長寿のお祝いをしています。今回、敬老の日に合わせて、市長が10月に100歳となる梶原ツマ子さん宅を訪問し、長寿をお祝しました。



☎長寿福祉課長寿福祉係 ☎2299 (市役所1階)

住民税非課税世帯等に対する

●物価高騰重点支援給付金は10月31日(火)まで!

エネルギー・食品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和5年度の住民税非課税世帯等)に対する、1世帯当たり3万円の支給の受付を行っています。申請期限までに申請をお願いします。



▶対象 次の①②のいずれかに当てはまる世帯

- ①住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯
 - ・基準日(令和5年6月1日)時点で、日田市に住民登録があり、住民税非課税者又は住民税均等割のみ課税者で構成される世帯
 - ・上記の世帯に該当するが、令和5年1月2日以降に日田市に転入した世帯又は世帯員がいる世帯
- ②家計急変世帯
 - 令和5年1月以降の収入が予期せず減少し、世帯員全員が住民税非課税世帯相当又は住民税均等割のみ課税世帯相当の収入となった世帯

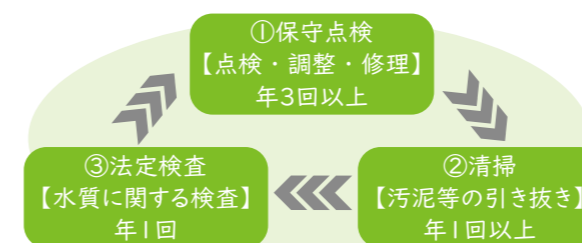
※7月中旬、①の対象世帯に「確認書」を送付しています。「確認書」を紛失した場合は下記にお問い合わせください。※世帯員の中に令和5年1月2日以降に転入した世帯員を含む世帯や収入の未申告者を含む世帯は「確認書」や「申請書」が届かない場合があります。申請方法等の詳細は、下記にお問い合わせください。※申請は1世帯1回までです。すでに支給された世帯は対象外です。

☎社会福祉課福祉総務係 ☎2203 (市役所1階)

●10月1日は「浄化槽の日」

合併処理浄化槽は、微生物などの働きを利用して汚れた水をきれいにする装置で、維持管理がとても重要です。浄化槽を使っている人には、浄化槽法による3つの義務が定められています。

◆浄化槽を適正に使用するための3つの義務◆



合併処理浄化槽の設置に対する補助があります!

市では生活排水対策のため、合併処理浄化槽の設置費用に対する補助を行っています。汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える場合は、基本補助から更に上乗せ補助を行っていますので、是非、切り替えをご検討ください。

【補助対象者】

公共下水道等の整備区域を除いた区域で、市内に住所を有し、自ら居住する住宅に浄化槽を設置する人及び市内に居住する目的で浄化槽を設置する人

【補助金額】

サイズ	新築や家の建替え等で新しく浄化槽を設置する	汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から切り替える
5人槽	332,000円	532,000円
7人槽	414,000円	614,000円
10人槽	548,000円	748,000円

※都市計画区域内に設置する場合は、更に3万円の上乗せ補助があります。

☎環境課水・環境係 ☎2257 (市役所2階)